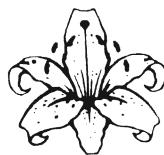


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 8 月 27 日 (金曜日)

定期 第 235 号

目 次	ページ	
○告示		公職選挙法施行令による施設の指定 473
県議会定例会の招集 (政策・総務室)	471	公職選挙法施行令による施設の指定取消し 473
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出 (環境農政・水産課)	471	○公安委員会規則 473
○監査委員公表		神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警察・警務課) 473
監査の結果により講じた措置について	471	○公告 473
○選挙管理委員会告示		開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所) 473

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL: <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

発行

## 告 示

### 神奈川県告示第563号

令和 3 年 9 月 8 日に、神奈川県議会定例会を神奈川県庁に招集する。

令和 3 年 8 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 神奈川県告示第564号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第 5 条第 1 項の規定により、1 のとおり漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書は、令和 3 年 8 月 27 日から同年 9 月 10 日までの間、2 の場所に備え置いて縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 届出事項

加入区	発起人の住所及び氏名	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
みうら加入区	三浦市南下浦町松輪238 鈴木 清 同 菊名189 山田 正行	みうら漁業協同組合
大磯二宮加入区	中郡大磯町東町1-8の6 渡部 誠 同 大磯1,353 二宮 成利	大磯二宮漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書の縦覧の場所

加入区	縦覧の場所
みうら加入区	三浦市三崎5-12の5 みうら漁業協同組合事務所
大磯二宮加入区	中郡大磯町大磯1,398の6 大磯二宮漁業協同組合事務所

## 監査委員公表

### 神奈川県監査委員公表第13号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、その内容を公表する。

令和 3 年 8 月 27 日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 真 晴
同	吉 川 知 惠 子
同	嶋 村 た だ し
同	てらさき 雄 介

#### 1 措置の対象となった監査の結果

令和 3 年 4 月 9 日（神奈川県公報第196号）神奈川県監査委員公表第10号で公表した不適切事項が認められた 4 か所に係る 6 事項

## 2 監査の結果及び講じた措置の内容

### (1) 健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
医療危機対策本部室	令和 3 年 2 月 12 日 (令和 2 年 10 月 28 日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、令和 2 年 2 月請求分の診療報酬費及び診療報酬事務費 49,168 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、広域災害・救急医療情報システム利用契約（契約額 5,232,000 円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年 10 月 1 日までに行うべきところ、同月 10 日に行っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、細々事業ごとに担当者を定め、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、担当者だけでなく、複数の職員で業務の進行状況を把握し、管理することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚保健福祉事務所	令和 3 年 1 月 7 日 (令和 2 年 9 月 16 日及び同月 17 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託契約（契約額 5,521,068 円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一概随意契約を行っていた。また、契約期間を平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までとすべきところ、契約書には契約期間の終期を誤って令和 2 年 4 月 1 日と記載していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則運用通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、法令等根拠を確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 また、契約期間の終期の誤りについては、職員相互の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木保健福祉事務所	令和 2 年 12 月 1 日 (令和 2 年 9 月 17 日及び同月 18 日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、令和 2 年 3 月に開催した感染症審査協議会結核部会及び入院延長審査会に係る委員報酬及び旅費 11 件、134,990 円について、令和元年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、履行確認を行わないまま会計年度が終了したため、令和元年度予算で支出することができず、令和 2 年度予算により支出していた。	不適切事項については、事業実施に対する履行確認が担当者に一任され、所属として、適正な事務手続の確認及び徹底が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による履行確認の徹底を図るとともに、事業担当者と経理担当者の連絡をより密にすることにより、適正な事務執行に努めることとした。

### (2) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県住宅営繕事務所	令和 3 年 2 月 8 日 (令和 2 年 11 月 16 日から同月 18 日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、電子複写機の複写サービス契約 5 件（単価契約、令和元年度支出額 1,544,433 円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年 10 月 1 日までに行うべきところ、同年 11 月 11 日に行っていった。 2 工事事務において、平成 30 年度県営亀井野団地造成工事（道路）の設計額の積算に当たり、排水構造物工について、当初設計に引き続き、変更設計においても L 型側溝の材料費を 12,828 円過大に計上	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、消費税及び地方消費税率引上げに対する対応において確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、積算基準書の理解及び設計図書の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、研修などを活用して積算基準書の理解に努めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

	するなどしていたため、変更後の設計額(38,048,400円)が10,800円過大であった。
--	--

### 選挙管理委員会告示

#### 神奈川県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項の規定による施設として、次のとおり指定した。

令和3年8月27日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

名 称	所 在 地
医療法人社団葵会AOI湘北病院	相模原市中央区横山台2-18の41

#### 神奈川県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項の規定による次の施設の指定を取り消した。

令和3年8月27日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

名 称	所 在 地
湘北病院	相模原市緑区二本松1-37の9
梨本病院	相模原市中央区光が丘1-8の7

### 公安委員会規則

神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月27日

神奈川県公安委員会

委員長 岡 田 優 子

#### 神奈川県公安委員会規則第5号

##### 神奈川県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県警察の組織に関する規則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第39条の3」を「第39条の2」に改める。

第4条第1項の表警備部の項中「外事課」を「外事第一課 外事第二課」に改め、「オリンピック・パラリンピック対策課」を削る。

第35条第4号中「及び外事課」を「、外事第一課及び外事第二課」に改める。

第38条の見出しを「(外事第一課の分掌事務)」に改め、同条中「外事課」を「外事第一課」に改め、同条第4号中「こと」の次に「(外事第二課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同

条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、同条第2号中「こと」の次に「(外事第二課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号中「こと」の次に「(外事第二課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 外事第一課及び外事第二課所掌事務の総合的企画及び調整に關すること。

第38条の次に次の1条を加える。

(外事第二課の分掌事務)

#### 第38条の2 外事第二課は、次の事務を分掌する。

(1) 外国人に係るテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下この条において同じ。)に関する警備情報に關すること。

(2) 外国人に係るテロリズムに関する警備犯罪の捜査に關すること。

(3) 外国人に係るテロリズムに關する渉外に關すること。

第39条第1号中「及びオリンピック・パラリンピック対策課」を削る。

第39条の3を削る。

第59条を次のように改める。

#### 第59条 削除

第66条第1項中「、暴走族対策室及び国際テロ対策室」を「及び暴走族対策室」に改め、同条第2項中「、暴走族対策室及び国際テロ対策室」を「及び暴走族対策室」に、「、暴力団排除対策室及び国際テロ対策室」を「及び暴力団排除対策室」に改め、同条第3項中「、暴走族対策室又は国際テロ対策室」を「又は暴走族対策室」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和3年9月10日から施行する。

### 公 告

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に關する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年8月27日

神奈川県平塚土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町中瀬219の18の一部及び223ほか1筆
開発区域の面積	525.97平方メートル
開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町中瀬5の12
開発許可を受けた者の氏名	有限会社三洋ハウジング 代表取締役 三留 寿一
開発許可年月日及び許可番号	令和3年4月13日 神奈川県指令平土第610003号